

# 都市計画に関する 公聴会開催のお知らせ

県が決定する次の都市計画の変更案を作成するに当たり、住民の皆さんからご意見をいただくため、公聴会を開催します。

日時／8月23日(金)午後3時～

場所／役場6階603・604会議室

内容／寄居都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

## ○寄居都市計画の変更の構想(原案)の閲覧

期間／7月12日(金)～29日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

時間／午前8時30分～午後5時15分

場所／都市計画課、深谷市都市計画課、県都市計画課、県熊谷県土整備事務所

内容／寄居都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更原案

その他／変更原案については、7月12日(金)から町公式ホームページ、または県都市計画課ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/toshikeikakunosintyoku/>)でもご覧になれます。

## ○公述(公聴会で意見を述べること)の申し出

対象／寄居町、または深谷市に住所を有する個人・法人

提出方法／7月29日(月)午後5時15分までに、閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入し、直接、または郵送(必着)で都市計画課(〒369-1292所在地記入不要)、または県都市計画課(〒330-9301所在地記入不要)へ提出してください。

なお、埼玉県電子申請届出サービスによる提出もできます。詳細は、県都市計画課のホームページをご覧ください。

※公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。公述人一人当たりの公述時間は、おおむね10分以内となります。なお、申し出がない場合は、公聴会は中止となります。傍聴を希望する方は、8月6日(火)以降に都市計画課へお問い合わせください。

問い合わせ／都市計画課(☎581・2121内線241)、または県都市計画課(☎048・830・5341)へ。

敷地等から道路や歩道へ伸びた樹木や枝などは、歩行者や自動車等の通行に支障を来すだけでなく、見通しが悪くなり事故につながる危険があります。万一、樹木の倒木等が原因で事故が発生した場合、所有者の責任が問われることもあります。

歩行者および自動車等の通行や強風・大雨時の安全確保のため、定期的な剪定や強風後の見回りなど、継続的な維持管理にご協力をお願いします。

所有者が個人で作業する場合には、次の点にご注意ください。

- ・電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う可能性がありますので、事前に電力会社、または電話会社へ連絡をしてください。
- ・通行車両、自転車および歩行者の安全確保と樹木からの転落等の事故に十分ご注意ください。
- ・なお、敷地等から道路に伸びた雑草も通行の支障を来す場合がありますので、雑草の管理についてもご協力をお願いします。

問い合わせ／建設課(☎581・2121内線236)へ。

ご協力ください!!  
道路上に張り出した  
樹木等の伐採



実施しています!

## 森林整備補助事業

町では、手入れの行き届かない森林の増加を食い止め、健全な森林の造林と林業の振興を図るため「森林整備補助事業」を実施しています。

適切な森林管理は、地球温暖化防止や水源涵養などにも大きな効果が期待されます。ぜひご活用ください。

申請期限／12月末まで

対象／次の要件をすべて満たす方

- ①寄居町に森林を所有する方、または寄居町の森林で造林をしている方
- ②町税を滞納していない方(町税の滞納のない旨の証明書が必要です)

補助対象事業／補助の対象となる事業は、森林の下刈り、枝打ちおよび除間伐です。規模は5アール(畝)以上で林齢や間伐率等の基準については、表のとおりです。

事業名	経費	※基準額 10アール(畝)当たり	補助率	事業規模	対象林齢	間伐率
下刈り	雑草木の除去を行う事業に要する経費	12,300円	毎年度町が定める基準額の9/10以内	5アール(畝)以上	5年生以下	本数間伐率は約20%以上
枝打ち	林木の枝葉の除去に要する経費	19,200円			11年生以上 30年生以下	
除間伐	不用木の除去・不良木の淘汰、撤出に要する経費	16,800円				

※基準額は24年度の数値を参考としています。25年度の基準額については、決まり次第本誌でお知らせします。

補助対象経費／補助の対象となる経費は、第三者に森林の下刈りや枝打ちおよび除間伐などを請け負わせるのに要する経費、または自ら作業を行った場合の件費となります。ただし、実際の経費と町で定める基準額を比較し、低い方を補助対象経費とします。補助金交付額は予算の範囲内で補助対象経費の9/10以内となります。

手続き／農林課に備え付けの補助金交付申請書に必要事項を記入し、別途書類(位置図・作業前写真等)を添えて提出してください。なお、所有する森林の林齢がわからなく、補助の対象となるか不明な場合については、農林課へお問い合わせください。

問い合わせ／農林課(☎581・2121内線402)へ。

## 農薬危害防止運動期間中です! ～農薬は適正に使用し、事故を防止しましょう～

### ○状況に応じた適切な防除を

病害虫や被害発生 of 早期発見に努め、発生状況に応じた適切な防除を行いましょう。また、病害虫が発生していないのに、定期的に農薬を散布するのはやめましょう。

### ○農薬を使用しない方法を

害虫を捕殺する、被害を受けた枝や葉を切り取る、虫が寄りつかないように網をかけるなど、農薬を使わなくてもできる防除を優先して行いましょう。

### ○やむを得ず農薬を使用するときは

農薬のラベルや袋に表示されている使用基準や使用上の注意事項を必ず確認してから使いましょう。また、誤飲などの事故を防止するため、小分けは絶対に行わず、鍵をかけて安全に保管管理しましょう。

### ○農薬散布は最大限の配慮と細心の注意を

農薬の散布区域は最小限の範囲に留めましょう。また、無風や風が弱いとき、早朝に行うなど、天候や時間帯を選んで行いましょう。

### ○事前に十分な周知を

農薬を散布するときは、散布日時や使用する農薬などを、あらかじめ周囲に住んでいる方や近くを通行する方に看板などで十分伝えましょう。近隣に学校や通学路がある場合は、学校や保護者にも周知してください。

また、散布中や散布後も看板やコーンを配置して、散布区域に関係者以外の人立ち入らないようにしましょう。

問い合わせ／県保健医療部薬務課薬物対策担当(☎048・830・3633)、県農林部農産物安全課農薬・植物防疫担当(☎048・830・4053)、または熊谷保健所(☎523・2811)へ。

